

令和8年度女性・若者向け建設業魅力発信業務委託仕様書（案）

第1条 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が発注を予定している「令和8年度女性・若者向け建設業魅力発信業務委託」企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、最優秀提案者が決定した後、協議の上別途作成する。

第2条 業務目的

建設産業はインフラ整備や維持管理、災害対応などを担う不可欠な産業であるが、高齢化が進行し担い手の確保が困難な状況となっている。

本業務は、映像コンテンツ及びSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を用いた発信手法により、女性や若者に向けて、地域の安全・安心を支える建設業の役割や魅力、多様な働き方や、やりがいを分かりやすく伝え、建設業への理解や興味・関心の醸成を通じて将来の担い手確保につなげることを目的とする。

第3条 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）

第4条 委託業務内容等

受注者は、次に定める事業を実施するものとする。

（1）情報発信業務

女性・若者へ建設業の魅力を発信するため、SNSを活用し、世代に応じた情報発信を行うこと。なお、本業務における対象は、女性については全世代、若者については10代から20代までを対象とする。

ア SNS用ショート動画作成

建設業の魅力を伝えることを目的に、建設産業室で実施している見学会や地域住民の生活を支える企業や団体等を紹介する1～3分程度の縦型動画（ショート動画）を受託期間内で計5本以上作成すること。

なお、動画のテーマ、取材対象、構成及び公開時期については、発注者と協議の上決定すること。

イ 著名人等との連携による情報発信

上記アの他に、単一のSNSアカウントのフォロワーが1万人以上である者又は福島県内において一定の知名度及び発信力を有する者（アナウンサー、タレント等）と連携し、建設業の魅力や役割、建設現場見学会等を紹介する動画を受託期間内で3本以上作成し、当該者のSNSアカウント等を活用して情報発信を行

うこと。

なお、起用する著名人等については受注者が候補者を提案し、発注者と協議の上決定すること。また、動画の企画、構成及び内容についても発注者と協議の上決定すること。

ウ 建設産業室公式アカウントへの記事出稿

上記ア、イで作成した計8本以上の動画を建設産業室のインスタグラム及びYouTube公式アカウント「ふくしまの建設」で投稿すること。

なお、投稿時期、投稿内容及び投稿文案については、発注者と協議の上決定すること。

(2) 業務効果の検証

情報発信の実施結果について、建設業に対する理解促進及び興味・関心の醸成の観点から効果を検証し、その結果を取りまとめること。

(3) その他

情報発信業務については、コスト及び訴求力に留意した上で、各プロポーザル参加者の自由なアイデアを踏まえた提案を盛り込むことを妨げない。

第5条 提出書類

受注者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を発注者の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（別記第1号様式）
- (2) 委託業務完了報告書（別記第2号様式）
- (3) 業務実施計画書（任意様式）

以下の項目を記載した業務実施計画書を提出すること。

ア 実施計画（事業の実施方法、事業目標、実施計画、成果取りまとめ等）

イ 事業実施体制（事業統括責任者、個人情報取扱責任者、事業に従事する者、事業実施拠点、個人情報の管理体制、緊急時連絡体制、安全管理体制等）

(4) 実績報告書

実施した業務内容について取りまとめた実績報告書を提出する。

(5) その他業務の実績確認に必要と認める書類

第6条 成果物

本業務の成果物は、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（紙1部：A4版）及び電子データ（一式）

- (2) 本業務において作成した動画データ一式（MP4形式等の再生可能な形式）
- (3) その他、監督員の指示によるもの（一式）

第7条 業務上の留意事項

- (1) 成果の確認方法は、説明責任の観点から、文書で実施・保存すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 再委託の禁止
本事業の全部又は一部であっても、県の承認を得ることなく第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 受注者は、著名人等との連携による情報発信を実施するに当たり必要となる出演料、出演交渉費、撮影協力費、SNS投稿協力費その他必要な経費について、本業務委託料に含めるものとする。

第8条 事業対象経費

当該事業に直接必要な経費であること。事業に関係ない経費や公的な資金の用途として不適切と認められる経費は、対象経費として計上できない。

第9条 委託料の支払い

委託契約書第11条第1項に定める委託料の請求については、別記第3号様式によるものとする。

第10条 財産権の取扱い

受注者の委託業務の実施に伴って取得した財産は、原則として発注者に帰属するものであるが、次の全ての要件を満たした場合は、発注者に申し立てて受注者に帰属させることができるものとする。

- (1) 財産に関して出願・申請の手続を行う場合、発注者に報告すること。
- (2) 発注者が公共の利益のために要請する場合、発注者に対し、当該財産を無償で利用する権利を許諾すること。
- (3) 正当な理由なく取得した財産を相当期間活用していない場合、発注者の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- (4) 受注者が財産に関する事業を実施しなくなった場合、当該財産を事業の目的に従い希望する地域の関係者に譲渡する等、公益かつ公平な取扱を行うこと。

第11条 暴力団排除条項を確認するための書類

契約書第12条第1項第7号を確認するため、次の書類を発注者の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（別記第4号様式）
- (2) 役員一覧（別記第5号様式）

第12条 受託者の責務

- (1) 受託者は、本仕様書及び県の指示に基づき、本事業を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 本業務に関するトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応するとともに、発生した場合は速やかに県に報告すること。
- (3) 本事業により制作される成果物の著作権は県に譲渡するものとする。
- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、県の承認を得ること。
- (5) 本事業を通して知り得た個人情報及び企業情報は、目的外の使用、第三者への提供、漏洩及び売買を行わないこと。
- (6) 上記(5)については、本事業の委託契約が終了した後も同様である。
- (7) 委託業者に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。
- (8) 本事業を実施するにあたり、本仕様書に明示のない事項及び疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、業務を遂行するものとする。ただし、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。
- (9) 受注者は、本業務で使用する映像、写真、音楽その他の素材について、成果物の利用に必要な権利処理を行うこと。
- (10) 受注者は、出演者その他第三者との間で、発注者が成果物をホームページ、SNS、広報誌その他の広報媒体において継続的に利用できるような必要な権利処理を行うこと。
- (11) 第三者との権利関係に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において解決すること。
- (12) 受注者は、成果物を公開する前に発注者の確認を受け、承認を得ること。

別記第1号様式（仕様書5（1）関係）

委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事 様

受注者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に着手しましたので届け出ます。

記

1 業務名 女性・若者向け建設業魅力発信業務委託

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

別記第2号様式（仕様書5（2）関係）

委託業務完了報告書

令和 年 月 日

福島県知事 様

受注者 住所
名称
代 表 者

印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に完了しましたので、報告します。

記

- 1 業務名 女性・若者向け建設業魅力発信業務委託
- 2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

別記第3号様式（仕様書9関係）

委託料請求書

令和 年 月 日

福島県知事 様

受注者 住所
名称
代表者

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務について、委託契約書第11条の規定により請求します。

記

業 務 名 女性・若者向け建設業魅力発信業務委託

請 求 金 額（支払い残額） _____ 円

確定金額	受領済額	残 額	備考

別記第4号様式（仕様書11（1）関係）

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県知事 内堀 雅雄 殿

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為

- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。

- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

令和 年 月 日

印

